

# 一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府（以下「府」という。）が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 9 章第 6 節、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 5 章第 6 節及び京都府会計規則（昭和 46 年京都府規則第 3 号）第 7 章の規定により行うものとしている。

## 1 調達内容

### (1) 調達の名称及び数量

宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター 電力調達 一式

### (2) 調達の時期

別添資料 3（宮津湾浄化センター）のとおり

### (3) 調達場所

宮津湾浄化センター  
獅子崎中継ポンプ場  
鶴賀中継ポンプ場  
須津中継ポンプ場  
四辻中継ポンプ場  
堂谷中継ポンプ場

### (4) 調達の特質等

別添仕様書のとおり

## 2 入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間、場所等

### (1) 交付期間

平成 30 年 12 月 21 日（金）から平成 31 年 1 月 11 日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日、休日、平成 30 年 12 月 31 日、平成 31 年 1 月 2 日及び平成 31 年 1 月 3 日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

### (2) 交付場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口 1  
京都府流域下水道事務所総務室  
電話番号 (075)-954-1877  
ファックス番号 (075)955-2224

### (3) 入手方法

原則として、(1)の期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(2)の場所に問い合わせること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けていない者

エ 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、供給約款等が整備されていない者

カ 「京都府庁グリーン調達方針」別表 3 における判断基準を満たさない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

### 4 一般競争入札参加資格審査の手続

#### (1) 提出書類

入札に参加を希望する者は、申請書（別記様式 1）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

申請書には、3 の（1）に掲げる条件に関する書類等を添付すること。

#### (2) 申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所

平成 31 年 1 月 4 日（金）から平成 31 年 1 月 11 日（金）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日を除く）

2の(2)の場所へ持参又は郵送して提出すること。

郵送により提出する場合は、書留郵便により提出期間内に必着のこと。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（発行後3箇月以内のもので、現在効力がある事項が記された全部事項証明書とする。）及び定款（いずれも写し可）
  - イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
    - ※ 申請日時点で、発行後3箇月以内のものとする。（写し不可）
  - ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
    - ※ 消費税及び地方消費税の納税証明書の書式は、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）とし、発行後3箇月以内のものとする。（写し可）
  - エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記様式5-1, 5-2）
  - オ 取引使用印鑑届（別記様式2）
  - カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
  - キ 3の(1)のウからカまでに該当しないことを証する次の書類
    - (ア) 所管行政庁に係る小売電気事業の登録に関する通知書の写し等
    - (イ) 確約書（別記様式3）（予定使用電力量の安定的に供給することについて）
    - (ウ) 適正な電力供給のための体制がわかるもの、供給約款等
    - (エ) 環境配慮項目報告書（別記様式6）
  - ク 誓約書（別記様式4）
  - ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式7）
- (4) 一般競争入札参加資格審査結果通知
- 一般競争入札参加資格審査の結果は、申請書を提出した者に平成31年1月16日（水）までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。
- (5) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、府に対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- なお、書面は平成31年1月25日（金）までに、2の(2)の場所へ提出しなければならない。
- イ 府は、アによる説明を求められたときは、平成31年1月31日（木）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (6) 一般競争入札参加資格審査結果の取り消し
- 府は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。
- 参加資格を有する者が、次のイからキまでのいずれかに該当するに至ったときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のイからキまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

- ア 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったとき
- イ 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
- ウ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- エ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- オ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- キ イからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- ク 一般競争入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに、3に規定する入札参加者の資格を喪失したとき
- ケ クに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき
- コ その他府が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき

#### 5 配布資料等に関する質問回答

- (1) 質問については、質疑書（別記様式7）に要点を簡潔かつ明確に記載し、配布資料については平成30年12月28日（金）正午までに、設計図書については平成31年1月25日（金）正午までに、ファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
- (2) 回答については、配布資料に関する質問は平成31年1月8日（火）までに、設計図書に関する質問は平成31年1月31日（木）までに、京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

#### 6 郵送による入札書及び内訳書の提出期限及び取り扱い

- (1) 入札書（別記様式9）及び内訳書を郵送する場合は、2の（2）の場所に書留で平成31年2月6日（水）午後4時までに必着のこと。  
入札通知書に表示した入札時刻を過ぎて到着した入札書は、無効とする。この場合の到着とは、府において郵便局職員から当該郵便物を職員が受領したときをいう。
- (2) 郵便入札の方法による入札書及び内訳書の郵送・收受その他入札に付するまでの取扱いは、次によるものとする。

ア 入札書及び内訳書等は、次により郵送するものとする。

- (ア) 入札書に必要事項を全て記入し、「入札書」と記載して封筒に入れ、封印するとともに内訳書、燃料費調整額の算定方法（基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等）に関する資料（電力需給約款の写しでも可）及びその他の割引がある場合にはその算定方法に関する資料を入札書とは別の封筒に入れ、「内訳書等」と記載して封印し、二つの封筒を合封し、表封筒に「2月7日開札 宮津湾流域

下水道宮津湾浄化センター電力調達 入札書及び内訳書等在中」と朱書するとともに、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。また、資格審査結果通知書の写しを同封すること。

(イ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状（別記様式10）を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

イ 入札書は、その到着後取り替え、変更及び取り消しは認めないものとする。

## 7 入札執行の日時、場所

(1) 日時；平成31年2月7日（木）午後3時

(2) 場所；京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1  
京都府流域下水道事務所北会議室

## 8 入札方法

(1) 持参または郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(2) 代理人が入札する場合は、委任状（別記様式10）を提出しなければならない。また、入札書には入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印しておかなければならない。

(3) 入札書（別記様式9）は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び「宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター電力調達」と記入し、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(4) 入札回数は、2回までとする。

再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。

(ア) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

a 無効の入札をした者

b 当初の入札に出席していない者

(イ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

(ウ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

(5) 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(6) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

(7) 落札の決定は、下記15により単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

(8) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 入札に際しては、入札書に記載する金額の積算が分かる内訳書（各箇所毎）を併せて提出すること。内訳書の様式は自由であるが、基本料金、電力量使用料金、燃料費調整額が分かるもので、合計額は入札書に記載する額に一致させること。

なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。また、再度入札を行う場合は、内訳書の提出は要しない。

## 9 落札者の決定方法

- (1) 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札に係る落札者の決定は、平成31年度予算の京都府府議会の議決を条件とし、平成31年4月1日付けで行うこととする。

- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き、落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

## 10 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- (6) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- (7) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- (8) 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- (9) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の行った入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

#### 1 1 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

#### 1 2 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号に該当する場合は、免除する。

#### 1 3 契約書の締結

- (1) 契約書は、府がこの一般競争入札説明書と共に提示する契約書案に基づき、2 通を作成し、締結の証とするため府及び落札者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。
- (2) 契約書案第 2 条契約金額については、前項の規定にかかわらず、落札価格の範囲内で落札者が入札時に京都府に提出した算定方法により設定できるものとする
- (3) 契約書案の基本に抵触しない細則については落札者と協議のうえ決定できるものとする。

#### 1 4 入札の執行

この入札に係る平成 31 年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。

ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

#### 1 5 入札金額の積算

積算に当たっては以下の単価を基本とし、仕様書に示す予定使用電力量に基づき入札者の積算式により算出するものとし、併せて内訳書を提出すること。落札者の決定は、上記により算出された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

また、積算に当たり用いたア、イに係る単価及びアからウ及びオに係る算出式については落札決定後も適用する。

※入札価格の算定に当たっては、消費税率 8 パーセントを前提とした単価を用いること。

ア 基本料金(円/kW)

イ 電力量料金(円/kWh )

ウ 燃料費調整額は、平成 30 年 1 2 月の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定諸元を通年で用いて積算する。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は「0 円/kwh」として積算する。

オ その他の割引

#### 1 6 その他

- (1) 1 から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この説明書に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 本説明書に関する問い合わせ先 2 の交付場所に同じ
- (5) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。
- (6) 入札金額の積算根拠を示す資料、燃料費調整額の算定方法（基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等）に関する資料（電力需給約款の写しでも可）及びその他の割引がある場合にはその算定方法に関する資料を入札書と同時に提出すること。  
なお、積算根拠書類は返却しない。
- (7) 基本料金単価、電力量料金単価については、消費税法等改正に伴い消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % に引き上げられた場合は、各単価に 108 分の 110 を乗じた数値とし、端数については少数点以下第 3 位で四捨五入することとする。